

1 学習用 iPad について

- (1) 学校で貸し出す学習用 iPad (以下 iPad) は学習活動に使用します。児童生徒の目的外使用は禁止します。
また、iPad は今後も多くの児童生徒が使用するので、大切に使うよう学校と保護者で十分にご指導ください。
- (2) 学校での保管は、学校で決められた場所か指定された充電保管庫内をお願いします。
下記の例のように、管理不十分による故障及び破損・紛失は学校教育課補償外です。

【 これまでの福井市の実例 】

- 例) 休み時間に廊下に置きっぱなしになった iPad の画面が、休み時間終了時に気づいたら画面が割れていた。
→決められた場所に置かれないと、故障の可能性が高くなり、管理不十分である。
- 例) 午前の理科の授業後、理科室に iPad を忘れ、午後に取りに行った際に、画面が割れていた。
→決められた場所に置かれないと、故障の可能性が高くなり、管理不十分である。
- 例) バasketボールの授業中、iPad をコートそばに置いたために、ボールが当たり、画面が割れた。
→iPad を破損の可能性の少ない場所に置くか、撮影する際には人が管理する・おもりを設置する 等、破損しないように対応されておらず、管理不十分である。

- (3) タブレットスタンドを使用する際でも、iPad をキーボードケースから外さないでください。キーボードケースに対応しているものを使ってください。
- (4) タブレットスタンド、タッチペン、イヤフォンは使用方法に十分ご注意ください。
(正しい使用例) ・タブレットスタンドは倒れないようにおもりを置く。
・タッチペンを挟んだまま、ケースを閉じない。
・イヤフォンのコードは根元をもって引き抜く。
- (5) iPad は、学校教育課で修繕を行います。下記の場合は修繕ができません。
・故意又は重過失(水没を含む)の故障及び破損・紛失した場合
・本人以外の第三者の使用により、故障及び破損・紛失した場合
・前述(1)～(4)が守られていない場合
故障又は破損・紛失した場合には、ただちに保護者が中学校に報告をしてください。時間が経過すると故障原因が不明確となり学校教育課補償外となることがあります。
- (6) 毎年、各学校で「福井市学習用 iPad の利用について」(別紙1)の同意書を、保護者にとり、学校で保管をしてください。
- (7) 持ち帰り学習を行う場合は、「児童生徒用 iPad のスクリーンタイム」の機能を設定することがきます。
詳細については、今後学校から配布される「スクリーンタイムの設定方法」(別紙3)参照してください。
- (8) iPad に、パスコードを設定してください。設定は家庭で行ってください。
- (9) パスコードを紛失した場合には、初期化する必要があり、データが消去されますので、しっかりと管理してください。

以上